

## 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の 影響による郵便物・ゆうパック等の取扱いについて

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の影響により、現在も福島県の一部地域（別紙 3 の「配達困難地域」）においては、郵便物・ゆうパック等の引受け・配達ができない状況です。これらの地域における取扱いについては、これまでも順次見直しを行ってきたところですが、現時点では、以下のとおりとなっておりますので、お知らせします。

お客さまには、引き続きご迷惑をおかけしますが、何とぞご理解いただきますよう、よろしく申し上げます。

- 1 配達困難地域では、郵便物・ゆうパック等の配達・集荷等は行っておりません。
- 2 配達困難地域宛に差し出された郵便物・ゆうパック等については、受取人さまから、転居届、お客さま確認シート（避難先届）又は郵便局での受取りを希望する旨の届出が提出されていない場合、差出人さまにお返しします。  
配達困難地域に居住地を有する受取人さまにおいては、できるだけこれらの届出を提出していただきますようお願いいたします。
- 3 配達困難地域に居住地を有するお客さま宛の郵便物・ゆうパック等をお渡しする郵便局は、別紙 3 のとおりです。  
郵便局での受取りを希望される場合又は受取りの郵便局を変更される場合は、別紙 3 の郵便局でお渡しする用紙に記入し、又は適宜の用紙に住所・氏名・連絡先の電話番号および「〇〇郵便局で郵便物等の受取りを希望する」または「郵便物等の受取りを〇〇郵便局に変更する」旨を記載していただき、受取りを希望される郵便局に提出してください。
- 4 転居届等を提出されているお客さま宛の郵便物・ゆうパック等については、転送に日数を要する場合がありますので、特に保冷扱いのゆうパックを差し出される場合は、ご注意ください。  
なお、転居届による転送は、届出日から 1 年間とさせていただきますので、更新される場合は、再度お近くの郵便局へ転居届を提出してください。